

令和5年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和5年2月28日

招集場所 野洲市役所議場

応 招 議 員	1 番 小菅 康子	2 番 田中 陽介
	3 番 山本 剛	4 番 石川 恵美
	5 番 村田 弘行	6 番 木下 伸一
	7 番 津村 俊二	8 番 益川 敦智
	9 番 東郷 克己	10 番 山崎 敦志
	11 番 服部 嘉雄	12 番 奥山文市郎
	13 番 山崎 有子	14 番 橋 俊明
	15 番 岩井智恵子	16 番 鈴木 市朗
	17 番 稲垣 誠亮	18 番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聰
政策調整部長	赤坂 悅男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志
市立野洲病院事務部長	武内 了惠	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	吉川 武克	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
広報秘書課長	江口 智紀	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 令和5年度施政方針及び教育方針について
- 第4 議第2号から議第36号まで一括上程
(令和5年度野洲市一般会計予算 他34件)

提案理由説明

市長提出議案

- 議第 2号 令和5年度野洲市一般会計予算
- 議第 3号 令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 4号 令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 5号 令和5年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 6号 令和5年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 7号 令和5年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 8号 令和5年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 9号 令和5年度野洲市水道事業会計予算
- 議第10号 令和5年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第11号 令和5年度野洲市病院事業会計予算
- 議第12号 令和4年度野洲市一般会計補正予算(第14号)
- 議第13号 令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第14号 令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議第15号 令和4年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第16号 令和4年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第17号 令和4年度野洲市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第18号 令和4年度野洲市病院事業会計補正予算(第5号)
- 議第19号 野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 議第20号 野洲市個人情報保護審査会条例
- 議第21号 野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条

例の整理に関する条例

- 議第 22 号 野洲市企業版ふるさと納税基金条例
- 議第 23 号 野洲市都市計画事業基金条例
- 議第 24 号 野洲市立幼保連携型認定こども園条例
- 議第 25 号 野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議第 26 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議第 27 号 野洲市子育て支援会議条例等の一部を改正する条例
- 議第 28 号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第 29 号 野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 30 号 野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例
- 議第 31 号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議第 32 号 工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）
- 議第 33 号 工事請負契約の変更について（総合体育館大規模改修工事（機械設備工事））
- 議第 34 号 市道路線の認定について
- 議第 35 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて
- 議第 36 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて

開議 午前 9 時 00 分

議事の経過

(開会)

○議長（荒川泰宏君）（午前 9 時 00 分）皆さん、おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 2 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は 18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりです。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりです。

次に、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、専決処分報告書が、また、野洲市債権管理条例第 8 条の規定に基づき、権利の放棄についての報告書がいずれも市長より提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

(日程第 1)

○議長（荒川泰宏君）　日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 12 番、奥山文市郎議員、第 13 番、山崎有子議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（荒川泰宏君）　日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 25 日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3 月 24 日までの 25 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、タブレットに掲載の会期日程のとおりです。

(日程第 3)

○議長（荒川泰宏君）　日程第 3、令和 5 年度施政方針及び教育方針についてを議題といたします。

市長及び教育長からの発言を許します。

まず、施政方針について、市長。

○市長（栢木 進君）　議員の皆さん、改めましておはようございます。

令和 5 年第 2 回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和 5 年度予算の提案に先立ち、施政に関する基本となる考え方と主要な取り組みについてご説明申し上げます。

国では、本年1月23日に通常国会が召集されました。岸田首相は、施政方針演説の中で、「我が国の経済社会の持続性と包摂性を考える上で、最重要政策と位置づけているのが、子ども・子育て政策です」「子ども・子育て政策への対応は、待ったなしの先送りの許されない課題です」と少子化対策の重要性について言及されています。

少子化については、政府の平成4年度国民生活白書で初めて「少子化社会の到来、その影響と対応」と題して解説されたが、その後、既に30年もの長い期間が経過しています。少子化対策は、もはや時間との闘いであり、短期間で実効性のある施策が求められています。

私は、子育て支援施策について、国、県、市がそれぞれの役割を果たし、その子育て環境を社会全体で支援すべきものであると考えております。中でも、市においては、保育ニーズに応じた保育園・こども園・学童保育所の環境整備や医療費助成の拡充など、子育て支援のベースとなる重要な役割を担っており、しっかりとその責任を果たしていきたいと考えています。

さて、私どもは、市長就任からはや2年余りが経過し、任期の折り返しに入りました。この間、「笑顔あふれる野洲市のまちづくり」に向けて全力で取り組んでまいりました。重要な施策の推進に当たりましては、一部その過程において紆余曲折があり、市民や議員の皆様にご心配をおかけしたことと思います。しかし、ここへ来てようやく、進むべき道筋に一筋の光明が見えてきたと感じています。今後も職員とのコミュニケーションを大切にしながら、初心に返り、虚心坦懐、ひたむきに職務に精励してまいりたいと考えています。

野洲市の将来都市像を示す第2次野洲市総合計画は、令和3年度にスタートし、間もなく2年が経過いたします。協働のまちづくりとSDGsの実現を基本姿勢に、基本方針を5つの分野で定めており、それぞれにおいて「安心して子育てができ、生涯にわたって学び続け、人権を尊重し合うまち」「福祉・医療が充実し、誰もが健康で安心して暮らせるまち」「観光資源や歴史文化が大切にされ、地域経済が活性化しているまち」「豊かな自然環境と快適な都市環境が調和した、災害に強いまち」「市民がまちづくりに参加し、効果的・効率的に行財政が運営されているまち」を目指しています。その実現のために組織を挙げて取り組んでいるところです。

それでは、まず、総合計画の具現化に向け、令和4年度に取り組んでまいりました主な施策の実績と所感をかいづまんでご説明申し上げます。

まず、新型コロナウィルス感染症につきましては、国内で感染者が初確認されてから4

年目を迎えました。感染症対策は、市民生活を支えるための市政運営の最重要課題と位置づけ、国の支援策に加えて、幼稚園や保育所等及び小中学校の給食費 6か月間の無償化などの独自施策を実施してきました。

また、政府は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、本年 5 月には、今の 2 類相当から季節性インフルエンザなどと同じ 5 類に移行する方針を決定しました。本市においては、引き続き状況を見極めながら、機敏かつ柔軟な対応をしてまいります。

新病院の整備につきましては、昨年、総合体育館横東側市有地で整備を進めるために必要な条例改正や関連予算の議会承認を得ることができました。この地は野洲市のほぼ中央に位置し、市内各地からのアクセスが良好な最適地であります。ようやく新病院の理想的な将来像を描ける方向へとかじを切ることができたと実感しています。令和 8 年度中の開院に向けて精力的に作業を進めてまいります。

野洲駅南口の整備につきましては、昨年 12 月の議会で整備に係る支援業務予算をお認めいただき、現在、附属機関である検討委員会での議論をお願いするための準備を進め、にぎわいを創出するための周辺整備構想の見直し作業を行っています。野洲駅南口複合商業施設の整備について、民間活力を導入しながら、できるだけ早期に具体的な事業化を図ってまいります。

(仮称) 滋賀県立高等専門学校については、県内の 9 市が活発な誘致活動を展開される中、市内の多くの関係団体や企業、近隣市、国の機関などの協力を得ながら、昨年 9 月 20 日に建設地を本市市三宅地先の県有地に決定していただきました。これは、まさしく組織力の結集の成果であると感じています。令和 10 年度の開校に向けて、県や国との連携をより一層強めてまいります。

令和 3 年 10 月から本格的に取り組んでいますふるさと納税制度につきましては、令和 3 年度で約 6 億 2,000 万円のご寄附をいただきました。令和 4 年度では、本年 1 月末現在で、想定をはるかに上回る 14 億 9,000 万円という多額のご寄附を受けました。寄附者の皆様はもとより、返礼品のご協力をいただきました事業者様など、関係者の皆様に心より感謝申し上げる次第です。今後の野洲市のまちづくりに有効に活用させていただきます。

令和 3 年 4 月から小学 3 年生までを対象としていました通院医療費の助成を、昨年 10 月からは小学 6 年生までに拡充し、子育て支援の充実を図ってきました。これは、守山野

洲医師会など医療関係機関のご理解を得た上で、野洲市、守山市、栗東市との調整が整ったことから、施策を拡充することができたものです。なお、入院医療費については、既に中学3年生まで助成対象となっています。

保育所の待機児童ゼロに向けた取り組みとしまして、昨年4月からは、民間の小規模保育所を2園開園していただきました。令和5年度からは、さらに1か所の民間の小規模保育所を開設していただきます。安心して子育てができる環境を順次整え、待機児童ゼロを目指してまいります。

野洲市総合体育館は、昨年10月から一部利用を停止し、現在、大規模改修を行っており、本年7月から利用を開始する予定です。当体育館は、令和7年度に開催されます国民スポーツ大会で、正式競技として卓球競技とバスケットボールの成年女子の競技会場となります。また、全国障害者スポーツ大会では卓球の競技会場となります。さらに、滋賀県希望が丘文化公園ではラグビーフットボールが開催されます。充実した大会運営ができるよう、県との協調関係をより一層深めてまいります。

永原御殿は、江戸時代初期に徳川家康・秀忠・家光の三代の将軍が宿泊した将軍家専用の城郭です。平地の城郭ではありますが、土塁や堀などが残る貴重な文化遺産で、本丸には約2,700平方メートルの御殿建築が存在しました。令和4年度におきましては、この跡地の国史跡指定地の公有化や本丸の整備基本設計を進めてきました。引き続き国庫補助金を活用しながら整備事業を進めてまいります。

道路整備につきましては、国道8号野洲栗東バイパスについては令和7年秋の供用開始後、大津湖南幹線については令和6年の供用開始を目指して、国や県に積極的な働きかけを行っております。現在、順調に工事が進捗しており、これが完成しますと、渋滞区間の解消はもとより、野洲市の新たなまちづくりの展開が図れるものと確信しております。

また、令和4年度に県が策定されています滋賀県道路整備アクションプログラム2023において、かねてより要望していた菖蒲線バイパスが堤地先で、大津湖南幹線が県道野洲中主線より先線に当たる比留田地先で、いずれも着手路線とされました。さらに、長年にわたり道路整備計画の策定を要望していた県道野洲中主線の国道8号交差点から竜王インターを結ぶ（仮称）野洲竜王線につきまして、今後の道路ネットワーク整備に向けた検討を県と市が行う路線として掲載いただくことになり、大きな一歩を踏み出すこととなりました。

行財政改革につきましては、令和4年3月に令和8年度までの行財政改革推進プランを

策定し、歳出削減はもとより、受益者に一定のご負担をお願いすることを含めた歳入の確保を図ってまいりました。そして、ふるさと納税の多額のご寄附により、市の財政状況は改善の方向に向かっておりますが、まだまだ予断を許さない状況が続いていると認識しており、引き続き財政の健全化に向けた取り組みを進めてまいります。

懸案となっています文化ホール3施設の集約化については、市民や施設利用者のご意見をお伺いしながら、よりよき方向を定めてまいりたいと考えています。

これらの主要事業の推進に当たりましては、何よりも市民及び議員の皆様の深いご理解とご協力があつての成果であり、誠に感謝の念に堪えません。この感謝の気持ちを忘ることなく、今後の市政運営に当たつてまいります。

次に、今定例会におきまして、令和5年度予算案をはじめとする重要な諸案件を提案させていただきますが、ご審議をお願いするに当たりまして、新年度予算の概要と主要な施策をご説明申し上げます。

まず、一般会計予算は265億円となり、前年度と比較しますと20億7,000万円、比率にしますと8.5%の増で、昨年度に引き続き、当初予算の規模としましては野洲市誕生以来最大となりました。

その概要について、第2次野洲市総合計画の5つの分野ごとの基本方針に沿って、主な施策を説明させていただきます。

子育て・教育・人権の分野では、子育て支援の充実として、新規事業で、本市への若者世帯の定住促進を目的として、市内で新生活をスタートされる新婚世帯を対象に住宅取得費用等の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

公立の幼稚園・保育園・こども園において、保護者の利便性の向上、保育の質の向上、保育士等の業務負担軽減を図るため、ICT等を活用した業務システムの導入と関連機器の整備を行います。

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を実施し、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育てに係る経済的な負担を軽減するため、応援給付金を支給します。

学校教育の充実として、いじめが認知された後に行われる学校の事実調査や指導などを支援することはもちろん、いじめ、虐待、いじめ予防教育、法令に基づく対応などをスクールロイヤーと呼ばれる弁護士に法務相談ができる体制を整備します。

また、教員の問題抱え込み防止、組織対応の機能不全の早期発見・早期介入、学校とトラブルになった保護者や学校と交渉できなくなった保護者への対応、管理職をはじめ学校のいじめ担当教員への指導・助言、学校の事案対応スキル強化などを目的に、新たに学校教育課に学校支援員を配置します。

施設整備としましては、中主小学校の新館棟大規模改修工事並びに北野小学校の校舎増築及び大規模改修に向けた設計業務等を進めます。また、快適な学習環境確保のため、各小中学校の特別教室への空調調整備などに取り組んでまいります。

学校給食センターにつきましては、平成19年度の稼働から15年以上が経過しますが、引き続き安心安全な給食を提供するため、老朽化が進んでいる大型調理機器や空調設備等の改修工事に着手します。

福祉・生活の分野では、市民の健康と地域医療を支える新病院建設を市の中核である野洲市総合体育館横東側市有地で進めるための準備工事、測量、その他調査業務を行うとともに、本体工事の設計・施工一括発注に着手します。

高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりに向けて、市内の通所介護施設がおのおので行っている送迎業務の共同化を進めることで、介護職員の負担軽減と人材確保を図るとともに、送迎車両の有効活用により、高齢者の移動課題の解決に向けた取り組みにつなげることを目的とした通所介護施設共同送迎・高齢者移動支援モデル事業の検討に着手します。令和5年度は事前調査及び実証実験を行い、その実現可能性について検討いたします。

障がい児・障がい者福祉の充実として、令和5年8月の開所を目指し、新発達支援センター・ふれあい教育相談センターの建築工事を進めます。

市営住宅については、長寿命化計画に基づき、永原第2団地4号棟の建替工事を昨年度に引き続き実施いたします。

また、市町界、いわゆる市と町の境や学区界等で防犯灯が未整備の生活道路や通学路等について、実情調査や必要箇所の選定を行った上で新たな防犯灯を設置し、安心安全な地域づくりに努めます。また、市が管理する防犯灯を全てLED化することにより、環境負荷軽減を図ります。

産業・観光・歴史文化の分野では、商業振興として、地域商業の基盤強化を図るため、市内で新たに創業する小規模企業者を対象に、創業に係る経費の一部を補助します。

農業振興として、農業者と非農業者が共同で、または農業者が単独で取り組む農地や農業用施設の保全活動及び農村環境向上のための活動を支援します。また、地域の環境を保

全するとともに、特色ある地域農産物の生産を拡大するため、環境こだわり農業や環境保全に取り組む農業者を支援します。

観光振興については、サイクリングマップの更新に伴い、各コースのサイクリングツアーラン等を開催し、観光周遊への促進を図ります。

歴史文化遺産の保全・活用として、国史跡永原御殿跡の保存整備と公開活用を図るため、本丸内の公有化や発掘調査を進めます。また、整備基本計画に基づき、令和5年度から本丸内的一部の実施設計と整備工事に着手します。併せて、地元自治会や祇王学区との協働により、発掘調査体験教室やフォーラムなどの公開活用事業を開催し、市民への情報共有を図ります。

環境・都市計画・都市基盤整備の分野では、長年の懸案であった野洲駅南口周辺整備について、構想検討委員会を開催し構想の具現化を進めるとともに、駅前市有地のにぎわい創出に向けたパートナー事業者の選定を進めます。

良質で安全な水道水の安定供給のため、耐用年数が到来している配水管の更新事業を実施します。また、昨年度に完了した配水管更新工事の舗装本復旧工事を実施します。

防災・減災対策の強化として、JR野洲駅南口周辺の浸水被害の軽減を目的に、童子川第4排水区の雨水幹線整備を進めるため、JR横断以南の36.49ヘクタールを追加する事業計画の変更業務を行います。

また、令和10年度の県立高等専門学校開校に向け、国や県、関係団体、地元自治会等と十分協議、検討を行いながら、通学路の整備や河川防災ステーション等の整備に向けた取り組みを進めてまいります。

誰もが使いやすく安全な道路環境の整備に向けましては、市内におけるいわゆる生活道路の維持修繕につきまして、これまで以上に改善が図れるよう取り組んでまいります。

公共交通の利便性向上に向けましては、地域住民の移動手段の確保を図るため、コミュニティバスの適正な運行に努めるとともに、今後想定される少子高齢化の進行に備え、市民にとって一層の利便性を確保するため、野洲市地域公共交通計画を策定します。

市民活動・行財政運営の分野では、計画的に実施している各学区コミュニティセンターの長寿命化対策として、コミュニティセンターみかみは大規模改修を行うとともに、コミュニティセンターきたのは改修に向けた設計業務を実施します。

また、これまで市民サービスセンターにあった市民活動支援の拠点を新たに野洲図書館内に市民協働センターとして設け、情報の収集・発信・相談など市民活動の活性化と市民

サービスの向上に努めます。

最後に、ふるさと納税については、寄附受付サイトを通じてふるさと野洲の魅力を幅広く周知するとともに寄附金を広く募り、当該寄附金を財源として豊かなまちづくりを推進します。また、本市の資源を生かした返礼品の充実に取り組み、地場産品の振興、新たな需要の開拓、地域ブランドの向上につなげます。

以上が第2次野洲市総合計画の5つの分野に沿った令和5年度の主要な施策です。慎重なご審議をよろしくお願ひいたします。

結びに、全国的に多くの自治体が現在人口減少問題を抱えています。少子高齢化の中での急激な人口減少は、労働力人口の減少や医療・介護費の増加などにより、経済活動、自治体経営及び社会保障制度に大きな影響を及ぼします。幸い野洲市は、近畿の大都市近郊に位置し、高い交通の利便性により、住宅事業や都市機能の集積などが見込まれる潜在的な可能性の高いまちです。また、豊かな自然と薫り高い歴史文化の町でもあります。私はこの地域資源を有効に活用し、その優位性を生かしたまちづくりを展開することにより、人口減少の不安を払拭し、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題であると認識しております。

また、第2次野洲市総合計画の策定に際し実施しました市民アンケート結果では、市民は「子育て・子育ち支援の充実」「地域福祉の推進」「防災対策」など、市民生活に密接する分野の施策の充実を重要視されていました。

これまでの2年間で一定の成果を上げられたことは、さきに申し上げたとおりであります、残す市長の在任期間で、令和5年度は私にとって極めて重要な年であります。人口減少への対応に注力するとともに、アンケート結果から見られる市民の思いをしっかりと受け止めながら、職員の英知を結集することにより、住みよいまちづくりに邁進する覚悟でございます。

私の考えるまちづくりは、「主役である市民の知恵と力を土台に、その思いを形にしていくこと」です。そこに生まれるみんなの笑顔を象徴して、基本理念を「笑顔あふれるまちづくり」としています。この基本理念にのっとり、今後とも、議員の皆さんと議論に真摯に向き合いながら行政運営に努めてまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げ、令和5年度の施政方針といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、教育方針について、教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆さん、改めておはようございます。

それでは、令和5年度の野洲市の教育方針についてご説明させていただきます。

まず初めに、本市では、「人権のまち・野洲」を合い言葉に、人権教育を土台に掲げて学校・園の教育を進めてきました。しかし、ここ2年で2度にわたる小学校教員によるいじめ事案が起こりました。絶対にあってはならない事態です。そこで、今年度は、人権教育を進める側の教職員が、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障する人権教育を再構築することが今こそ求められています。

また、本市は人権教育の上に、子どもたちの個々のニーズに合わせた特別支援教育にも力を入れてきました。多様な背景や重い課題を背負わされている子どもへの関わり、あるいは様々な考え方を持つ保護者との連携や寄り添いをすべく、様々な支援策や相談体制をつくりました。しかし、このたびの不祥事は、その組織的な弱さの露呈であると考えています。

これらのことから、個々の教職員だけでなく、学校・園、市教育委員会も含めた組織としての教育改革・再構築が必要であると考えています。

若手教員の成長。

コロナ禍も4年目を迎えてます。様々な制約のもとでも、子どもたちはたくましく成長しています。それと同時に教職員も育っています。

以下は、いわゆる課題の重い子との関わりの中で、自身も成長していった若手教員（27歳・女性）の文章です。

私が学んだこと。この1年間で「子どもを知る」「思いを受け取め寄り添う」ということを学んだ。教師が子ども一人ひとりのことを知り、理解できないと関わり方が分からず一人ひとりに寄り添うことができないと痛感した。私は最初子どもを信じることができなかった。しかし、相手を知ろうと関わり続けることで子どもの本当の気持ちに気づき、子どもを信じることができた。そして、私は子どもたちが求めていることが分かり、寄り添う行動ができるようになった。すると、私を拒絶してきた子が少しづつ心を開いてくれるようになった。あまり自分のことを話そうとしなかった子が悩みを少しづつ話してくれるようになった。寄り添い続けることは、子どもの見えない部分に目を向け正しく知り、本人の気持ちに耳を傾けることが一番大事なことであり、決しておろそかにしてはいけないと感じた。私自身が見本となるような関わり方を示し、いろいろな関わり方を子どもたちに知ってほしい。そして、「子ども一人ひとりに寄り添ってじっくり話を聞く」ことをこれからも大切にしていき、個性を認め合える学級づくりに生かしていきたい。

こういう文章です。

続きまして、野洲市の教育の3つの視点についてお話をいたします。

新型コロナウイルスとの共存が模索されています。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻や台湾をめぐる米中の対立によって世界は分断され、エネルギー・食料の安全保障が脅かされています。将来の野洲を担う子どもたちがこうした激動する国際情勢の変化にも目を向けて、たくましく生きていくためには、教育が果たす役割は極めて重要だと言えます。そして、それは学校・園の教員だけでなく、野洲市の教育に関わる全ての者の使命であると考えます。

令和5年度、野洲市では3つの視点で教育を進めていきます。

まず1点目は、学校教育を中心として、子どもの「生き抜く力」を育てます。

今日、子どもたちを取り巻く社会は目まぐるしく変化し、価値観の多様化が一層進んでいます。そんな中でたくましくしなやかに人生を切り開いていくためには、学力はもとより、高い自尊感情や豊かな情操、それを支える健康な体が求められています。本市では、こうした資質や能力を学校・園が協働して育んでいきます。

2点目は、学校と家庭、地域が一体となって「子どもの育ち」を支援します。

「学校の子は地域の子」です。子どもたちは、学校や園だけでなく、家庭や地域の皆さんに支えられて成長していきます。そこで、各学校のコミュニティ・スクール化を進め、学校を核として家庭や地域が相互にパートナーとして子どもの成長を支えていきます。

3点目は、「生涯学習のまちづくり」を進めます。

だれでもどこでも学び合い、生涯にわたって成長し、心豊かになれる社会を目指します。また、その成果を人とのつながりや地域の活性化にも生かして、教育の面から野洲市の目指す「住んでよかったです」「住んでみたい」「住み続けたい」まちづくりにつなげていきます。

次に、ここからは、令和4年度を振り返って、その成果と課題について述べます。

1、令和4年度をふりかえって。

教育委員会では、本市の野洲市総合計画や野洲市教育大綱のもとに、野洲市教育振興基本計画（令和3年度から令和7年度）を定めています。ここでは、基本理念「愛と輝きのある教育のまち・野洲」のもと、一人ひとりが大切にされ、大人も子どもも学び合うひとつづくり・まちづくりを目指してきました。

まず、（1）学校・園について述べます。6点あります。

①人権教育・特別支援教育の再構築。

2度にわたるいじめ事案を受けて、本来人権教育を進める側の教職員が、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障する人権教育を再構築することが今こそ求められています。そして、子どもや保護者の多様なニーズに対応するための教職員の教育・相談スキルの向上や、多様な課題を持つ子どもたちが安心して学べる学級経営力の向上、集団づくりといった課題が見えてきています。

②不登校の課題。

各学校では、様々な相談体制、放課後や別室での対応、通級指導教室の充実などでその支援に取り組んでいます。また、全市的には適応指導教室やふれあい教育相談センター、発達支援センターの相談業務の拡充、さらに、家庭訪問型学習支援事業も行っています。

これらに加えて、ＩＣＴにより家庭で授業に参加できる環境が整いました。これも不登校生の学習支援の1つになっています。

③学力の二極化。

昨年度の全国学力・学習状況調査では、本市の児童生徒は全国並みかそれを上回る結果となっています。しかし、全国や県との平均正答率の比較だけでは見えない課題もあります。学力面では、「複数の資料を読み解いて自分の考えをまとめ、根拠を示してそれを表現する力」です。また、生活課題では、特に読書習慣です。本をよく読む子と全く読まない子との二極化が進み、ゲームやインターネットを長時間している割合が高くなっています。これらのデータから、本市児童生徒の家庭や地域での過ごし方にも課題があり、市内共通の課題と言えます。さらに、意欲や創造性、協調性や忍耐力といった、いわゆる非認知能力の獲得にも課題が見えます。

④教職員の資質向上。

先述のいじめ問題について検討していただきたいじめ対策専門委員の先生によりますと、「本市の先生は楽しく授業を行っている」と言われます。「ただ、その楽しさの中に時として『いじり』が入ってはいないだろうか」とも指摘されています。授業での教員の児童生徒への「いじり」がいじめに発展してはいないか、いま一度その事業を見直す必要があると考えます。

⑤学校ＩＣＴ（情報通信技術を活用した教育）について。

最近は、授業のどの場面で使うことが効果的なのか、児童生徒にタブレット端末で何をさせるのかについての検証が必要になってきています。また、ネットいじめの問題や情報機器の正しい使い方についても学習を進めなければなりません。子どもたちがネットモラ

ル等の人権を意識してインターネットと正しく付き合う方法を学ぶ機会を増やす必要があります。

⑥施設面の更新。

市内全ての学校・園の耐震化は完了しています。令和4年度は、中主小学校の旧館棟改築工事を進めてきました。また、老朽化している学校のプールのあり方も検討を進めていますが、野洲小学校プールは解体し、駐車場整備を行っています。そして、北野小学校においては増築等設計業務に着手し、これから長寿命化事業を行っていきます。

次に、（2）家庭や地域では、2つあります。

まず1点目、家庭教育の推進とその支援。

家庭や地域は子どもの学びの土台である非認知能力を育む大きな場です。しかし、地域のつながりの希薄化や核家族化の進展、保護者の就労の不安定化による生活の厳しさなどから、地域で孤立した家庭や教育力が十分に整わない家庭もあります。こうした状況のもとで、様々な教育課題が出てきます。家庭が子どもの居場所となり、地域のつながりが豊かになると、こうした教育課題は随分緩和されます。

②地域の教育力と人材育成。

地域の子どもは地域で守り育てるという考え方のもと、地域や学校の様々な活動を支えている人たちの力を結集し、地域と共にある学校づくりのために、コミュニティ・スクールの導入に向けた取り組みを進めました。

今後も学校と地域の連絡・調整を担う人材の発掘を行いながら、こうした取り組みの推進を図ることはもちろんですが、一方で活動を担う人材の育成も必要です。

3、生涯学習・生涯スポーツの成果と課題については、4つあります。

①生涯学習。

市内における様々な場所において、参加者が主体となって多様なテーマを楽しく学べる、仲間づくりの場の提供を目指し、野洲市生涯学習カレッジを実施しました。今後も、年齢やニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、各個人がその学習の成果を地域で活かせる環境づくりを進めていく必要があります。

②子どもの読書活動推進。

第3次野洲市子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもの身近に適切な本がある環境をつくるために、小中学校での学級文庫用図書セット、いわゆる「としょかんBOX」の巡回事業を継続しています。

③生涯スポーツ。

市民スポーツ活動の普及と促進を支援するため、登録団体に継続して学校体育施設の開放を行いました。また、総合型地域スポーツクラブ2クラブの特色ある活動を支援し、スポーツの楽しさが実感できるクラブの育成に努めました。

令和7年に滋賀県で開催されます第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会（愛称「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」）に関しまして、昨年7月に滋賀県で開催が正式に決定されたことを受け、本市での協議会の開催準備・運営を本格的に進めるため、これまでの準備委員会から「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会」へと改組しました。

今後は、本実行委員会により、大会開催に向けて、市が一体となった取り組みを進めています。

④文化歴史。

文化財に関わっては、江戸時代初期の徳川将軍の上洛御殿である国指定史跡永原御殿跡は、保存整備に向けて4つの事業（土地購入、発掘調査、整備基本設計、永原御殿跡フォーラム開催等の公開活用事業）を地元の皆様と協働で取り組みながら進めてきました。

博物館では、旧野洲郡を中心とした宗教文化をテーマとする展覧会を、滋賀県立琵琶湖文化館や守山市と連携して開催しました。

さて、令和5年度は、今述べました成果や課題を踏まえて教育を進めていきたいと考えています。令和5年度の具体的な施策についてお話をします。

（1）子どもの「生き抜く力」を育てます～学校教育を中心として～。

①小中学校の道徳教育や人権教育の充実に努め、いじめや差別を許さない仲間づくり、集団づくりを進めます。

②児童生徒のいじめや不登校、問題行動、また、教職員の不祥事や体罰問題などを未然に防ぐため、教職員研修の充実を図り、学校・園の初期対応や組織対応の強化に努めます。そして、その一環として、学校支援員とスクールロイヤーを配置いたします。

③スクールソーシャルワーカーとそれらを指導・統括するスーパーバイザーを配置し、関係機関と連携しながら、家庭教育環境の調整・支援に努めます。

④教室が密室化しないためにも、小学校高学年での専科授業、交換授業を促進します。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動によって、学校に地域の人材が入っていけるようにしていきます。

⑤教育研究所は若手教職員の授業改善や学級集団づくりを個別に支援し、指導力と授業力の向上に努めます。

⑥全国学力・学習状況調査では、本市の児童生徒の読書に関する状況について、読む子と読まない子の二極化の進行が明らかになっています。そこで、学校の実態に応じた様々な読書活動を推進していきます。

⑦学校・園の特色ある取り組みを支援する元気な学校づくり事業を進め、子どもたちが将来の夢や希望を持てる体験活動やキャリア教育などを推進します。また、その成果を市民に積極的に発信していきます。

⑧ＩＣＴ機器の活用については、授業での目的に応じた使い分けができるよう検討を進めています。そのための各校の情報共有や教員の研修体制を強化していきます。

また、児童生徒のＩＣＴ機器の使用頻度が増えるほど、大人の想定を超えたネットいじめ等の問題が起こる可能性も増えると思われます。そこで、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を行っていきます。

⑨学校施設の長寿命化を図るべく、中主小学校については、新館棟の大規模改修工事に着手していきます。また、北野小学校の大規模改修等の設計業務に継続して取り組みます。さらに、体育館照明ＬＥＤ化や特別教室空調設備設計などを進めていきます。

⑩学校給食センターの施設改修工事に着手し、安全安心な学校給食を安定的かつ持続的に提供できるよう進めています。

（2）子どもの「育ち」を支援します～学校・家庭・地域が一体となって～。

①家庭や地域と連携し、子どもたちの基本的生活習慣の確立に向けた啓発を進めます。また、その一環として愛の声かけ運動などの挨拶運動を推進します。

②学校・園や家庭とふれあい教育相談センターとの連携をさらに深め、学校・園生活に関する悩みや課題の解決に向けた取り組みを充実します。

③野洲市青少年育成市民会議を中心として、地域の子どもは地域で守り育てる機運を高めるとともに、守山野洲少年センターをはじめ関係団体と連携・協力し、青少年の健全育成に努めます。

④心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、各コミュニティセンターを中心に地域の人々が協力して実施する地域子ども教室への支援を続け、子どもたちの体験学習や地域住民との交流活動等の取り組みに努めます。

⑤未来を担う子どもたちの豊かな成長を地域総がかりで支えるコミュニティ・スクール

を小中学校で導入していきます。

子どもたちに必要な学習や活動について保護者と地域、学校が一緒になって知恵を出し合い、学校運営の方針を決めながら「地域とともにある学校」づくりを進めていきます。

⑥家庭教育に悩みや不安を抱える家庭への訪問、相談など子育て家庭への支援を行います。そのため、地域や学校のことをよく知っている家庭教育支援員を新たに配置します。児童生徒の登校支援などを行い、家庭の環境や学校の状況に応じた活動を実施していきます。

(3) だれでもどこでも学びあえるまちをつくります～誰もが生涯にわたって成長し心豊かに～。

①市民の誰もが、いつでも、どこでも、自らの意思と選択に基づいて学習を実践でき、その成果が適切に生かされる社会の実現を目指して生涯学習施策を進めます。その取り組みとして、市民に学習機会を提供するため、出前講座の実施や生涯学習カレッジを開催し、生涯学習を推進します。

②図書館では、市民の必要とする資料と情報を提供するための機関として、新鮮で魅力ある資料を収集し、市民のニーズに応えます。図書館利用の機会を広げる取り組みの1つとして、予約資料を受け取ることのできる機器と返却ポストを野洲駅に設置します。

また、家庭、地域や学校・園などが協力して読書環境の整備に向けて重点的に取り組むため、第3次野洲市子どもの読書活動推進計画に基づき、学級文庫用図書セットの巡回事業を継続します。それとともに、子どものためのよりよい読書環境をつくる方法を検討していきます。

今後も学校図書館の運営に当たっては、司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、学校図書館司書の配置についても検討します。

③史跡永原御殿跡は、地域と協働して、本丸の国有化、それから整備事業、それから本丸土壘の発掘調査、そして公開活用事業、この4点を継続します。

④博物館では、地域の歴史や文化を時節にふさわしいテーマにより、分かりやすく紹介する展覧会を開催します。また、老朽化した空調設備の更新業務を進めていきます。

以上、令和5年度の教育方針について申し上げました。

議員の皆さん、本市の教育の推進のために、市民の皆さんと共に野洲市教育の発展に努めてまいりたいと思いますので、どうぞご支援、ご協力をよろしくお願ひいたします。

以上をもって、次年度、令和5年度の教育方針といたしたいと思います。どうぞよろし

くお願ひいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほどの施政方針の中で、小学6年生までの通院医療費助成の拡充に至った説明の中で、草津市、守山市、栗東市との調整が整ったと申し上げるところを「野洲市、守山市、栗東市」と申し上げました。正しくは、「野洲市ではなく、「草津市、守山市、栗東市」でございます。訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

（日程第4）

○議長（荒川泰宏君） 日程第4、議第2号から議第36号まで、令和5年度野洲市一般会計予算他34件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

遠藤事務局長。

○議会事務局長（遠藤総一郎君） 朗読いたします。

議第2号令和5年度野洲市一般会計予算他新年度予算9件、議第12号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第14号）他補正予算6件、議第19号野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例他条例の制定・改廃12件、議第32号工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）他その他の案件2件、議第35号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについて他人事案件1件。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木 進君） それでは、本定例会における議案としまして、令和5年度予算10件、令和4年度補正予算7件、条例の制定及び改廃13件、工事請負契約の変更2件、市道路線の認定1件、人事案件2件の合計35件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

まず、議第2号令和5年度野洲市一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度当初予算の概要については、先ほどの施政方針で説明をしましたので、重複する部分もございますが、大要についてご説明申し上げます。

令和5年度予算は、第2次野洲市総合計画前期計画分の中間期として、本市の目指すべき都市像、「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち」の実現を加速

させるため、各分野における基本方針のもと、各種の施策を積極的に展開し、本市が直面する様々な行政課題に迅速かつ的確に対応した予算としています。

具体的には、ハード事業では、中主小学校の新館棟大規模改修工事、北野小学校の校舎の増築及び大規模改修の実施計画、コミセンみかみ大規模改修工事、コミセンきたの大規模改修の実施設計、永原御殿跡本丸内の実施設計及び整備工事、学校給食センター改修工事など、まちの基盤整備や市民活動拠点整備、歴史文化遺産の保全・活用を着実に進めます。

ソフト事業では、いじめ等対策として体制整備、不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援、通所介護施設共同送迎事業、高齢者移動支援モデル事業、保育所等業務ＩＣＴ化事業、ごみ分別アプリ導入事業など、子育て・教育支援の強化やデジタルトランスフォーメーションの推進により、笑顔あふれる市政の実現に向けて取り組みを進めます。

次に、債務負担行為については、後年度にわたり実施する事業として、学校給食センター調理等業務委託他7件の債務負担行為を設定しています。

次に、地方債については、小学校施設整備事業、公共施設等適正管理推進事業、臨時財政対策債など、合計で14億7,470万円の限度額を設定しています。

次に、歳入については、市税では、市民税、固定資産税等において增收となります、地方交付税は減額を見込んでいます。

また、新型コロナワクチン接種事業や新発達支援センター等整備事業の事業進捗などにより、国庫支出金、地方債についても減額となっています。

財政調整基金については、駅前の病院事業用地の償還費用や燃料高騰による光熱水費の経費増に対応するために取り崩しを行っていますが、まちづくり基金等も活用し、限られた財源を最大限に活用した予算編成ができたものと考えています。

以上、令和5年度一般会計予算の説明といたします。

次に、議第3号から第11号までの令和5年度各特別会計予算及び事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、議第3号令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出の総額が47億798万5,000円で、対前年度比1%の増となっています。

歳出では、被保険者数の減少に伴い、保険給付費が対前年度比で減額となっています。歳入では、これに合わせて県支出金や国民健康保険税も減額となっているものの、県への納付金が推計その他調整により増額となっています。

次に、議第4号令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出の総額が7億1,584万4,000円で、対前年度比0.2%の減となっています。

滋賀県後期高齢者医療広域連合における仮算定段階での保険料率等を基に計上しており、滋賀県後期高齢者医療広域連合に支払う当該保険料収納額における納付金総額は微増となっています。

次に、議第5号令和5年度野洲市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額が46億24万7,000円で、対前年度比1.2%の増となっています。

歳出では、介護サービスなどの保険給付費において、地域密着型介護サービス給付費の増や施設介護サービス給付費の増により、増額となっています。歳入では、サービス給付費等の歳出増に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金の調整により、増額となっています。

次に、議第6号令和5年度野洲市墓地公園事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額が1,713万5,000円で、対前年度比29.9%の減となっています。

墓地公園の管理に伴う委託料や、施設更新に係るさくら墓園内建築物等改修設計業務委託料などを計上しています。

次に、議第7号令和5年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計は、歳入歳出予算の総額が5,719万2,000円で、対前年度比63.9%の増となっています。

歳出では、石部頭首工に係る基幹水利施設等管理委託料などを計上しています。歳入では、石部頭首工管理事業負担金、農林水産事業県補助金、一般会計繰入金などを計上しています。

次に、議第8号令和5年度野洲市工業団地等整備事業特別会計は、歳入歳出予算の総額が1億2,158万7,000円で、対前年度比46.4%の減となっています。

乙窪工業団地の整備に際し、借り入れた地域開発事業債の償還を引き続き進めるための費用を計上しています。

次に、議第9号令和5年度野洲市水道事業会計予算は、業務の予定量を、給水戸数の2万960戸、年間総配水量722万9,555立方メートル、1日平均配水量1万9,807立方メートルとしており、収益的収入及び支出については、水道事業収益10億5,162万2,000円に対して水道事業費用が10億5,154万6,000円となり、7万6,000円の黒字予算となります。

資本的収入及び支出については、水道事業資本的収入6億3,514万7,000円に

対し水道事業資本的支出は8億4,020万円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんします。

なお、令和5年度においても、引き続き配水管布設替工事等を予定しています。

次に、議第10号令和5年度野洲市下水道事業会計予算は、業務の予定量を、排水戸数2万633戸、年間総汚水量794万7,875立方メートル、1日平均汚水量2万1,775立方メートルとしており、収益的収入及び支出については、下水道事業収益17億3,368万4,000円に対して下水道事業費用が16億6,524万8,000円となり、6,843万6,000円の黒字予算となります。

資本的収入及び支出については、下水道事業資本的収入2億451万6,000円に対し下水道事業資本的支出は8億4,804万3,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんします。

なお、令和5年度においても、引き続きストックマネジメント点検調査等を予定しています。

次に、議第11号令和5年度野洲市病院事業会計予算は、業務の予定量を、病床199床、年間患者数は、入院が5万100人、外来が6万700人、1日平均患者数は、入院患者数が137人、外来患者数が250人としています。

収益的収入及び支出については、収益的収入として、入院及び外来収益などの医業収入と医業外収益等を合わせた病院事業収益33億9,906万6,000円を計上し、収益的支出と、給与費及び経費などの医業費用、医業外費用等を合わせて、収益的収入と同額を計上しています。

資本的収入及び支出については、資本的収入として18億4,486万5,000円、資本的支出として21億5,938万円を計上し、不足分は、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び利益積立金で補てんします。

資本的支出の主なものとしては、病院の新築移転先を駅前から総合体育館横市有地に計画変更したことに伴い、駅前での整備を目的に借り入れていた企業債を繰上償還するため元金償還金を、社会资本整備総合交付金を返還するために国庫補助金返還金を計上しています。

委託料では、野洲市民病院整備準備業務及び東館耐震補強設計業務、工事請負費では、

野洲市民病院整備準備工事、現施設の高圧受電設備改修工事及び空調熱源等更新工事を予定しています。

また、債務負担行為では、野洲市民病院整備事業、空調熱源等更新事業を併せて設定しています。

以上、各特別会計、事業会計の提案説明といたします。

次に、議第12号から議第18号までの令和4年度一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議第12号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第14号）は、歳入歳出予算それぞれに4億6,473万8,000円を増額します。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

全体としては、今年度の執行状況及び決算見込みによる事業費の減額及び財源更正となっていますが、個別の内容として、総務費では、基金積立費について、歳入において市税が増収の見込みとなることなどから、財政調整基金などに積立てを行います。

民生費では、後期高齢者医療負担金事業費について、医療給付分の増額などにより、後期高齢者医療広域連合負担金を増額します。

衛生費では、予防接種事業費について、令和3年度感染症予防事業費等国庫負担金及び補助金の返還金を追加します。

労働費では、就労支援、勤労者福祉対策費について、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与するため設置している中小企業退職金共済制度加入促進費補助金の対象者が増加したことから、当該補助金を増額します。

土木費では、道路新設改良工事費及び交通安全施設整備事業について、滋賀県が施工する土木建設事業費の増額に伴い市負担金を増額する他、下水道事業会計負担金等について、都市計画税を建設事業の償還財源として活用するため、下水道事業会計負担金を計上します。

教育費では、図書館管理運営費及び総合体育館管理運営費などについて、電力料金の高騰により、光熱水費を増額します。

一方、歳入の主な内容は、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税について、決算見込みによる普通交付税の追加交付により、増額します。

国庫支出金、県支出金及び市債について、各事業の決算見込み等に合わせ増減をする他、繰入金について財政調整基金繰入金を減額します。

次に、議第13号令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算それぞれに1,181万3,000円を増額します。

補正の内容は、歳出では、一般被保険者療養給付費及び葬祭費の増額に伴い保険給付費を増額するとともに、人間ドック・脳ドック健診助成金及び傷病見舞金の増加に伴い、保健事業費を増額します。

歳入では、保険給付費の増額に伴い県支出金を増額し、保険基盤安定繰入金等の確定による一般会計繰入金の減額等をします。

次に、議第14号令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算それぞれから1,805万5,000円を減額します。

補正の内容は、歳入では、当初見込んでいた後期高齢者医療保険料を実績に基づき減額し、保険基盤安定負担金額の確定に伴い、繰入金を減額します。歳出では、歳入の減額に伴い、後期高齢者医療広域連合会納付金を減額します。

次に、議第15号令和4年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算それぞれに34万7,000円を増額します。

補正の内容は、歳出では、介護給付費準備基金積立金について、財源調整により増額します。歳入では、新型コロナウイルス感染症に起因して減免した介護保険料に対して交付される特別調整交付金を増額します。

次に、議第16号令和4年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算それぞれに336万円を増額します。

補正の内容は、歳出では、歳入の増額分を墓地公園整備管理基金に積み立てるため、積立金を増額します。歳入では、さくら墓園の空き区画の、空き区画の使用者募集について、当初の見込みよりも多くの使用者を決定したことから、永代使用料を増額します。

次に、議第17号令和4年度野洲市下水道事業会計補正予算（第2号）は、予算第3条の収益的収入を7,222万5,000円増額し、収益的支出を29万9,000円増額します。

補正の内容は、都市計画税による他会計補助金及び育児休暇職員の復帰に伴う人件費を増額します。また、予算第4条の資本的支出において、国庫補助金返還金を増額します。

次に、議第18号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第5号）は、予算第3条の収益的支出において121万8,000円を増額します。

補正の内容は、主に人事異動に係る給与費などを増額します。また、東館耐震補強設計

業務として、令和4年度から令和5年度までの期間で1,200万円を限度額とする債務負担行為を設定します。

以上、令和4年度野洲市一般会計、各特別会計及び事業会計補正予算の提案説明といたします。

次に、議第19号野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例についてご説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るため関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、改正後の同法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行します。

次に、議第20号野洲市個人情報保護審査会条例についてご説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本市における個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保することを目的とした野洲市個人情報保護審査会を設けるため、新たに条例を制定するものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行します。

次に、議第21号野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るため関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度の一元化が図られることから、本市においても必要な規定の整備を行うため、野洲市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例他3条例について、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行します。

次に、議第22号野洲市企業版ふるさと納税基金条例についてご説明申し上げます。

本議案は、企業版ふるさと納税基金を設置するため、本条例を制定するものです。

企業版ふるさと納税は、原則として受領した年度のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費に充てることとなっていますが、当該基金を設置することで、翌年度以降の事業にも柔軟に寄附を充てることが可能となります。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

次に、議第23号野洲市都市計画事業基金条例についてご説明申し上げます。

本議案は、今年度から賦課している都市計画税について、今後の都市計画事業等に要する費用の財源に充てるため、基金を設置するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

次に、議第24号野洲市立幼保連携型認定こども園条例についてご説明申し上げます。

本市における公立こども園とは、本市の公立幼稚園と公立保育所とを総称しているものですが、本議案は、本市の公立こども園について、国が位置づけしている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定されている幼保連携型認定こども園に移行するため、同法第12条の規定に基づき、新たに条例を制定するものです。

なお、本条例は、令和6年4月1日から施行します。

次に、議第25号野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、野洲市立幼保連携型認定こども園条例を施行することに伴い、関係する条例を改正するものです。

なお、本条例は、令和6年4月1日から施行します。

次に、議第26号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、慢性閉塞性肺疾患検診の実効性及び効率性の検証並びに評価を行う組織の見直しを機に、野洲市COPD検診運営委員会を市長の附属機関として位置づけるため、また、本市文化財の総合的な保存活用を推進するため、野洲市文化財保存活用地域計画の策定準備を進めるに当たり、学識経験者等による野洲市文化財保存活用地域計画策定委員会を教育委員会の附属機関として新たに設置するため、また、昨年9月に病院事業管理者が設置され、12月に新しい場所での市民病院整備が機関決定されたことに伴い、市長の附属機関である野洲市民病院整備運営評価委員会の名称を野洲市民病院整備事業等審議会とし、病院事業管理者の附属機関とするため、また、野洲市地域公共交通計画を作成するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を設置し、新たな仕組みを構築することに伴い、現行の市長の附属機関である野洲市地域公共交通会議を廃止するものです。

なお、本条例のうち、野洲市COPD検診運営委員会に関する改正規定は公布の日から、野洲市文化財保存活用地域計画策定委員会及び野洲市民病院整備事業等審議会に関する改

正規定は令和5年4月1日から、野洲市地域公共交通会議の廃止規定は公布の日から起算して3か月を超えない範囲において規則で定める日から施行します。

次に、議第27号野洲市子育て支援会議条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、特定教育・保育施設の特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令並びにこども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及びこども基本法が公布されたことに伴い、法改正に伴う条ずれや主務大臣の変更などに対応するため、関係する条例に所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行します。ただし、一部の改正規定は、公布の日から施行します。

次に、議第28号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行され、出産育児一時金の支給額が40万8,000円から48万8,000円に改正されることを受け、また、規定上の文言の整備を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行します。

次に、議第29号野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、全国的に消防団員の減少が著しく、令和4年12月には消防庁から消防団員の処遇改善のための取り組みに関する通知が出され、その中では、非常勤消防団員の報酬等の基準に基づく消防団員の年額報酬及び出動報酬の改善が求められていますが、本市においても、令和4年12月末現在で消防団員が157人と、定数から21人の減となっていることから、本市における消防団員の確保及び士気向上のためには処遇の改善が必要と判断し、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行します。

次に、議第30号野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日に博物館法の一部を改正する法律が施行され、公立博物館の設置に関する事項を条例で定める規定が削除されたことから、施設の位置づけを見直すとともに、規定上の文言の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行します。

次に、議第31号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日に民法等の一部を改正する法律が施行され、民法に継続的給付を受けるための設備の設置権等に関する規定が新設されることを受け、また、規定上の文言の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行します。ただし、民法改正関連以外の改正規定は、公布の日から施行いたします。

次に、議第32号工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）についてご説明申し上げます。

本議案は、令和3年第5回市議会定例会で議決を得た中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事の契約金額を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

主な変更内容につきましては、土壤汚染対策工事に係る追加、外構工事の追加等で、契約金額は、1,686万4,100円を追加し、7億2,751万3,600円とするものです。

なお、工期については、土壤汚染対策工事により年度内の完成が困難であるため、当初の完了予定日である令和5年1月31日から同年5月31日まで延長する予定です。

次に、議第33号工事請負契約の変更について（総合体育館大規模改修工事（機械設備工事））についてご説明申し上げます。

本議案は、令和4年第1回市議会定例会で議決を得た総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）の契約金額を変更することについて、地方自治法96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

主な変更内容につきましては、館内温度管理のために必要な空調自動制御機能等の機械室内の改修工事の追加、大アリーナ等各諸室設備改修工事の追加、雨水配管等の改修追加

等で、契約金額は、2,698万4,100円を追加し、2億5,165万9,100円とするものです。

次に、議第34号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本議案は、開発により帰属を受けた公衆用道路を新たに1路線認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものです。

次に、第35号及び第36号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるについてご説明申し上げます。

本議案は、現委員9名のうち、2名の委員の任期が令和5年6月30日をもって満了となることから、7月1日以降の新たな2名の委員の候補者を推薦することにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

まず、現委員の佐藤裕子さんにおかれましては、2期6年にわたりご活躍をいただいているところですが、佐藤さんから現任期の満了をもって委員の勇退の申出があつたため、その後任として大谷和雄さんを推薦するものです。

大谷さんは、昭和55年から平成14年まで中学校の教諭として勤務され、人権に関する課題に取り組まれ、人権に配慮した学校教育の推進に努めてこられました。現在は、行畠副自治会長としても幅広くご活躍されています。

また、現委員の大岡とし美さんにおかれましては、1期3年にわたりご活躍をいただいているところですが、大岡さんから現任期の満了をもって委員の勇退の申出があつたため、その後任として西川典子さんを推薦するものです。

西川さんは、昭和53年から平成29年まで小学校及び中学校の教諭として勤務され、人権に関する課題への取り組みや人権に配慮した学校教育の推進に努めてこられ、現在も野洲市社会教育委員や野洲市人権施策審議会委員として幅広くご活躍されています。

お二人とも温厚篤実な人物で、人権擁護委員として適任者であると考え、ご活躍いただけるものと確信しています。

なお、委員の任期は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間です。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2か所、発言ミスとしてですか、言い間違えたところがございまして、訂正をさせていただきます。

中主小学校の新館棟大規模改修工事、北野小学校の増築及び大規模改修実施設計のこと

ろでございますが、コミセンみかみの大規模改修工事、これ、先ほど「実施計画」と申しましたが、「実施設計」の間違いでございます。申し訳ございません。

もう一点でございますが、議第11号の病院事業のところでございますが、「医業収益」というところを「医業収入」と申し上げたようでございます。訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明3月1日から6日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、明3月1日から6日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月7日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、代表質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時41分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年2月28日

野洲市議會議長 荒川泰宏

署名議員 奥山文市郎

署名議員 山崎有子